

認定対象要件

分譲住宅団地の名称：扉らめき（ひらめき）の丘 南浦和

	計画の内容 (写真・イラスト等を用いるなど、具体的に記載)	県※ 確認欄
(1) 10戸以上の新築戸建て住宅で構成される分譲住宅団地であること	<ul style="list-style-type: none"> 分譲住宅団地の所在地及び地図 従前地：埼玉県さいたま市南区大字大谷口字向原1536番2 他 仮換地：さいたま都市計画事業大谷口・太田窪土地区画整理 事業67-1街区1-1画地 他 分譲住宅団地の規模等の概要 敷地全体面積：1505.54㎡ 分譲住宅団地を構成する住宅の数、延べ面積、敷地面積の概要 戸数：14戸（総戸数：14戸） 延べ面積：93.57～103.35㎡ 敷地面積：100～115㎡ 	○
(2) その他法令等に違反していないこと	<ul style="list-style-type: none"> 許可、認定等の年月日及び番号等 建築確認済証番号 ①1-1号棟 第SJK-KX1511072540号 平成28年2月3日 ②1-2号棟 第SJK-KX1511072826号 平成28年3月7日 ③1-3号棟 第SJK-KX1511072827号 平成28年3月7日 ④1-4号棟 第SJK-KX1511072828号 平成28年3月7日 ⑤1-5号棟 第SJK-KX1511072829号 平成28年3月7日 ⑥1-6号棟 第SJK-KX1511072830号 平成28年3月7日 ⑦1-7号棟 第SJK-KX1511072831号 平成28年3月7日 ⑧1-8号棟 第SJK-KX1511072541号 平成28年2月3日 ⑨2-1号棟 第SJK-KX1511072820号 平成28年3月7日 ⑩2-2号棟 第SJK-KX1511072821号 平成28年3月7日 ⑪2-3号棟 第SJK-KX1511072822号 平成28年3月7日 ⑫2-4号棟 第SJK-KX1511072823号 平成28年3月7日 ⑬2-5号棟 第SJK-KX1511072824号 平成28年3月7日 ⑭2-6号棟 第SJK-KX1511072825号 平成28年3月7日 <p>※上記の他、法令等に違反するものではありません。</p>	○

※ このシートは、認定概要の公表に使用することがあります。

必須項目

分譲住宅団地の名称：扉らめき（ひらめき）の丘 南浦和

1 住宅の広さ	計画の内容 (写真・イラスト等を用いるなど、具体的に記載)	申請者 チェック欄	県※ 確認欄
(1) ゆとり重視型 住宅の延べ面積100㎡以上、 敷地面積120㎡以上 である。			
(2) 機能重視型 住宅の延べ面積 90㎡以上、 敷地面積 100㎡以上 である。	全14棟が 住宅の延べ面積 90㎡以上 (最低延べ面積 93.57㎡) 敷地面積 100㎡以上 (最低敷地面積 100㎡)	○	○
2 住宅の仕様	計画の内容 (具体的に記載)	申請者 チェック欄	県※ 確認欄
(1) 玄関の土間部分にベビーカーや子どもの遊び 道具などを置くため、概ね1㎡のスペースを 確保している。	玄関土間部分：1.05㎡以上(2-1号棟) 玄関土間のほかに 土間続きの収納として 折り畳んだベビー カーやサッカーボー ルなどのスポーツ用 品などが置ける「シ ューズクローク」を 設置しています。  シューズクローク使用例	○	○
(2) 子どもへの視線が確保できるよう、対面形式 のオープンキッチンを採用するなど、キッチ ンからリビング等にいる子どもの様子が確認 しやすい間取りとなっている。	キッチンがリビング空間の一部のような一体感の あるフルオープン対面キッチンを採用していま す。子どもがリビングで遊んでいる様子やスタ ディカウンターと一緒に勉強を教えながら家事を することができます。  フルオープン対面キッチン 使用例	○	○
(3) 住宅内の階段は、次の全ての基準に適合して いること。ただし、ホームエレベータを設置 している場合はこの限りではない。	住宅内の階段には、踊り場を設置したり、昇降口 にフットライト（足元灯）を設置するなど、安全 に配慮した形状になっています。  フットライト（足元灯）  踊り場付き階段 施工例	○	○
ア 勾配が6/7以下で、けあげの寸法の2 倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以 下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以 上であること。 ※回り階段の部分においては、踏面の狭 い法の端から300mmの位置における各部 の寸法とする。			
イ 蹴込みが30mm以下である事。			
ウ 手すりが踏面の先端からの高さが700mm から900mmまでの位置に設けられている こと。			
エ 折り返し階段であること。ただし、他の 形式の階段で平面が踏面の2倍以上の広 さの踊り場を設けている場合はこの限り ではない。			
(4) 日本住宅性能表示基準（平成13年8月14日国 土交通省告示第1346号）別表1の6-1ホル ムアルデヒド対策（内装及び天井裏等）にお ける等級3を取得しているか、又は居室内の 内装仕上げや居室に係る天井裏等の下地材等 に用いる特定建材は、その全てにおいて日本 工業規格（JIS）又は日本農業規格（JAS）の F☆☆☆☆表示のある建築材料等（ホルムア ルデヒド発散建築材料に該当しないもの）を 用いている。	ホルムアルデヒド対策を行っています。 天井裏の措置と内装の仕上の部分は 全てF☆☆☆☆認定品としています。	○	○

※ このシートは、認定概要の公表に使用することがあります。

団地環境の工夫及び整備

分譲住宅団地の名称：扉らめき（ひらめき）の丘 南浦和

		計画の内容 (写真・イラスト等を用いるなど、具体的に記載)	申請者 チェック欄	県※ 確認欄
1 コミュニティの醸成	次に掲げる(1)～(3)の基準のうち、1つ以上に適合していること。			
	(1) 分譲事業者が、地域コミュニティを育む取組又は子育て支援のためのサービス等を実施している。			
	ア 分譲住宅の入居者と既存の自治会、町内会等の地域住民とのふれあいイベント等の開催（入居時に少なくとも1度は実施されるもの）	<p>《経年変化による美しい街並みの維持管理》 「扉らめき（ひらめき）の丘」では、各住戸に「実のなる樹」を植えています。「ブルーベリー」や「オリーブ」などを育てながら、樹木のお手入れの仕方や、収穫した果実を使った簡単な料理方法などを学んでいただき、緑あふれる手入れの行き届いた美しい街並みを維持管理していく支援を行います。</p> <p>《住民同士の絆づくり》 入居者向けの街開きイベントを開催します。イベントでは、名刺交換会等の仕掛けを企画し、住人の方達の交流の場を提供し、地域コミュニティの醸成に努めます。</p>		
	イ 子育て支援サービスの提供（ハウスクリーニング、育児用品レンタル、電話による医療相談等の優待利用等で、継続的に実施されるものに限る）	—		
	(2) 分譲住宅団地を管理する会社等が、次に掲げる子育て支援のためのサービス又は事業を実施している（継続的に実施されるものに限る）。	—		
ア 子ども参加型イベントの開催（餅つき、お花見、バーベキュー大会など）	—			
イ 近隣の施設等と連携した子育て支援サービスの提供（保育所・幼稚園への送迎、子育て悩み相談など）	—			
(3) 分譲事業者、分譲住宅団地を管理する会社等、自治会・町内会等が、その他の子育て支援サービス又は事業を実施している。	—			



イベント開催例（写真は「育実の丘浦和原山」で行った様子です。）

団地環境の工夫及び整備

分譲住宅団地の名称：扉らめき（ひらめき）の丘 南浦和

		計画の内容 (写真・イラスト等を用いるなど、具体的に記載)	申請者 チェック欄	県※ 確認欄
2 子育て 環境の 整備	次に掲げる(1)～(6)の基準のうち、1つ以上に適合していること。			
	(1) 分譲住宅団地内の公園、集会所等を活用した子どもの遊び場の設置	—		
	(2) 分譲住宅団地内に通学班や保育所・幼稚園送迎のための待合スペースなどの設置	—		
	(3) 死角のないオープン外構を整備（低い生垣や塀など）	分譲地内は見通しの良いオープン外構を採用し、死角をなくした安全な街づくりをしています。  <small>オープン外構 施工例 (写真は他分譲地です。)</small>	○	○
	(4) 地域住民が主体となった子どもの見守り活動の実施	—		
	(5) 防犯機器の設置によるタウンセキュリティの実施	灯りのいえなみ協定を締結します。LEDによる外壁灯・ガーデンライトは、光リセンサーと接続し、夕方が明け方にかけて自動点灯します。暗がりを少なくし、灯りによるタウンセキュリティを実施します。  <small>灯りのいえなみ協定 施工例 (写真は他分譲地です。)</small>	○	○
(6) その他の子育て支援に関する環境整備の実施	—			
		適合する基準の数 (各項目で1つ以上適合していること)	3	3

※ このシートは、認定概要の公表に使用することがあります。

住宅の仕様

分譲住宅団地の名称：扉らめき（ひらめき）の丘 南浦和

項目	計画の内容 (写真・イラスト等を用いるなど、具体的に記載)	申請者チェック欄		県※ 確認欄		
		ゆとり重視型 <input type="checkbox"/>	機能重視型 <input checked="" type="checkbox"/>			
1 家族の絆の確保等	(1) 子どもの成長等にあわせた間取り変更などに対応できるよう、スライドドアを採用する等の工夫をしている。	2階にある居室は、子どもの成長に合わせたライフスタイルの変改に対応して間仕切壁が設置できるフレキシブルプラン（2ドア1ルーム）になっています。 (1-⑧, 2-⑥号棟を除く)  フレキシブルプラン	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	○	
	(2) 延べ面積の15%以上の面積の収納スペースがある。	—				
	(3) 子どもが、家族とのコミュニケーションを取りながら学べるよう、リビングやダイニングなどに勉強に利用できるスペースが確保されている。	リビングの一角にある「スタディカウンター」。家族がいる安心感と、楽しく質問しながら勉強ができる学習環境をつくることで、子どもは家族とのコミュニケーションを取りながら、高い集中力を養うことができます。子どもが一人で部屋に閉じこもる事も少なくなるので、親にとっても子どもの様子がわかり安心です。  スタディカウンター 使用例			○	○
	(4) リビングなどの家族の集まるスペースを中心とした動線が確保されている。	リビングを通過して階段を上がる「リビングアクセス階段」。お出かけや帰ってきた時に、自然にあいさつが交わらせて家族のコミュニケーションが深まります。 (1-①④⑦, 2-①②⑤号棟を除く)  リビングアクセス階段 使用例			○	○
	(5) その他家族の絆を深めるための工夫をしている。	リビングの一角に、ホワイトボードの様に使えたり、マグネットでプリントや予定表が留められるコミュニケーションボードを設置します。連絡ボードとして活用し、家族の交流を深めます。 (1-①⑦, 2-①②⑤号棟のみ設置)  コミュニケーションボード 使用例			○	○
2 子どもの安全性確保	(1) 子どもの安全性を確保するため、次に掲げる対策をしている。	—				
	ア 衝突時の危険を防止するため、次のいずれかの措置を講じている。 i) 柱の面取り加工や出隅部に角が出ないようにしている。 ii) 扉の反対側にいる人の気配が分かるようになっている。 iii) その他の衝突防止の措置を講じている。	—				
	イ 不用意な子どもの感電を防止するため、コンセントにカバーを設置する等の工夫をしている。	—				
	(2) 子どもが危険な場所（台所、浴室、ランドリーなど）に近寄れないようにするため、進入を防止する建具やチャイルドフェンスなどを設置している又は設置できるように壁裏に下地を施工している。	—				
	(3) 建具による指の挟み込みを防止するため、指を挟み込みにくい形状のサッシ、ドアの蝶番又はドアクローザーを採用している。	—				
	(4) 1階開口部等への面格子の設置や防犯ガラス又は防犯性の高い施錠設備を採用している。	—				
(5) 警備会社と連携したホームセキュリティシステム等の設備による防犯対策を講じている。または、埼玉県住まいづくり協議会の防犯アドバイザーに登録している者からアドバイスを得ている。	「住まいの防犯アドバイザー」の資格を有する建築士が当分譲地を設計しています。 第00907号 内野 貴通			○	○	
(6) その他子どもの安全性の確保のための工夫をしている。	玄関やリビング周辺の収納には災害非常用の防災グッズを備え災害時には、子どもでもスムーズに取り出せる様に「防災備蓄スペース」を足元に設置します。 			○	○	

住宅の仕様

分譲住宅団地の名称：扉らめき（ひらめき）の丘 南浦和

項目	計画の内容 (写真・イラスト等を用いるなど、具体的に記載)	申請者チェック欄		県※ 確認欄	
		ゆとり重視型 <input type="checkbox"/>	機能重視型 <input checked="" type="checkbox"/>		
3 居住環境の確保	(1) 外部への音漏れを軽減するため、サッシ等の外壁側の開口部に日本工業規格（JIS A 4706）等級T-1(25等級線)以上の材料を使用している。		○	○	
	(2) 子育てに必要な情報入手や子どもの学習に活用できるように、各居室にブロードバンドに対応できる設備を有している。	S-POLUS-LANシステムとは、新築時にあらかじめ各部屋にLAN・TEL・TVの配管を施した「情報コンセント」を設置しています。リビングや主寝室の他にも、子ども部屋や和室など全ての部屋からブロードバンドに対応できるシステムです。 		○	○
	(3) 住宅への出入りをスムーズに行えるようにするため、次に掲げる対策をしている。	—			
	ア 子どもを抱いて出入りしたり、子どもが使用しやすいようにするため、玄関ドアの握り手にレバー型・プッシュプル型を採用している。	—			
	イ 道路から玄関周辺まで段差が無い構造としている。	—			
	(4) 敷地面積の10%以上の広さの緑地を設置している。	—			
(5) その他子育てに役立つ居住環境対策を行っている。	—				
適合する基準の数 (各項目で1つ又は2つ以上適合していること)		0	6 ^{※※}	6	

※ このシートは、認定概要の公表に使用することがあります。
 ※※ 該当住戸の最低点にて配点計を記載。なお、最高点は8点。

立地

分譲住宅団地の名称：扉らめき（ひらめき）の丘 南浦和

項目	計画の内容 (写真・イラスト等を用いるなど、具体的に記載)	申請者 チェック欄	県※ 確認欄	
1 子育てを支援する施設 の状況	(1) 分譲住宅団地の半径1,200m以内の子育て支援施設※1の数 ・5か所以上…3点 ・2か所以上5か所未満…2点 ・1箇所…1点	はとり幼稚園…640m 大谷口幼稚園…670m ほりい保育園…640m 埼玉幼稚園…940m 向こころ保育園…970m たいよう保育園…1140m	3	3
	(2) 分譲住宅団地から小学校の距離 ・400m未満…3点 ・400m以上800m未満…2点 ・800m以上1,200m未満…1点	さいたま市立善前小学校…200m	3	3
	(3) 分譲住宅団地から他の教育施設※2までの距離 ・400m未満…3点 ・400m以上800m未満…2点 ・800m以上1,200m未満…1点	善前公民館…190m 大谷口中学校…870m	3	3
	(4) 分譲住宅団地から公園、緑地設までの距離 ・400m未満…3点 ・400m以上800m未満…2点 ・800m以上1,200m未満…1点	善前南公園…190m 善前南第二公園…110m 篠堤公園…290m 大谷口公園…480m	3	3
2 生活関連施設からの 距離	(1) 分譲住宅団地から病院又は診療所※3までの距離 ・400m未満…3点 ・400m以上800m未満…2点 ・800m以上1,200m未満…1点	わかくさ医院（内科・循環器内科・小児科・皮膚科科・消化器科）…480m こんの内科（内科・消化器内科・胃腸内科・循環器内科・小児科）…780m	2	2
	(2) 分譲住宅団地から商店街※4までの距離 ・400m未満…3点 ・400m以上800m未満…2点 ・800m以上1,200m未満…1点	セブンイレブン太田窪店…370m ビックエー浦和太田窪店…390m ファミリーマート…490m	3	3
合計点数(12点以上であること)		17	17	

※ このシートは、認定概要の公表に使用することがあります。

注) 各施設までの距離は直線距離とし、分譲住宅団地の敷地の主要な出入口から計測したものとする。

※1 子育て支援施設とは、保育施設、幼稚園、児童館、地域子育て支援センターをいう。

※2 その他の教育施設とは、中学校、図書館、体育施設（学校体育施設を除く）、公民館、美術館その他これらに類するものをいう。

※3 病院又は診療所とは、内科又は小児科の診療が可能なものをいう。

※4 コンビニエンスストア又はスーパーマーケットの場合は1店舗でも該当する。